



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年9月1日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	高脂血症及び脂質異常症に対するロスバスタチンカルシウム錠(Crestor 錠等) の 1 日 20mg の算定は、原則として認められる。	ロスバスタチンカルシウム錠(Crestor 錠等) の【効能又は効果】は、「高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症」であるが、高脂血症及び脂質異常症は高コレステロール血症を含む傷病名であることから、高脂血症及び脂質異常症に対するロスバスタチンカルシウム錠(Crestor 錠等) の算定は、原則として認められる。 また、ロスバスタチンカルシウム錠(Crestor 錠等) の【用法及び用量】において、「10mg を投与しても LDL-コレステロール値の低下が十分でない、家族性高コレステロール血症患者などの重症患者に限り、さらに増量できるが、1 日最大 20mg までとする。」とされ、重症患者は家族性高コレステロール血症患者に限定されていない。 以上のことから、高脂血症及び脂質異常症に対するロスバスタチンカルシウム錠(Crestor 錠等) の 1 日 20mg の算定は、原則として認められると判断した。	適用年月 令和7年12月 診療分
2	裂肛での D311 直腸鏡検査の算定は、原則認められない。	D311 直腸鏡検査の留意事項通知(2)には、「肛門部の観察のみを行った場合は、直腸鏡検査ではなく「D311-2」肛門鏡検査を算定する。」と示されていることから認められないと判断する。	適用年月 令和7年12月 診療分

No.	取扱い	根拠	備考
3	<p>(1)術中異常高血圧症の傷病名がない場合の手術時におけるニカルジピン塩酸塩(ペルジピン注射液 2mg 等)の投与については、原則認められる。</p> <p>(2)手術翌日以降、ニカルジピン塩酸塩(ペルジピン注射液 2mg 等)の投与については、原則として3日間の投与を認める。</p>	<p>(1) 手術中の高血圧は、麻酔や手術操作によるストレス、疼痛など様々な原因で起こる。</p> <p>また、手術中は血圧が変動しやすい状態にあることから、ペルジピンの投与により、麻酔深度を適切に維持し疼痛をコントロールすることで、血圧変動を最小限に抑えることができるため、特に「術中異常高血圧症」の病名がなくても投与は必要と認める。</p> <p>(2) 術後高血圧の発症時期については、手術の麻酔覚醒後 60 分以内に発生する早期発症型と術後 24 時間から 48 時間の間に発生する後期発症型に分かれるため、手術翌日から 3 日間の投与を認める。</p>	適用年月 令和7年12月 診療分
4	<p>(1)食道に対するスポット撮影の算定は、原則認められない。</p> <p>(2)乳房に対するスポット撮影の算定は、原則認められない。</p>	<p>(1) 、(2) E002の留意事項通知に示されている部位ではないため算定は認められない。</p> <p>(特殊撮影について)</p> <p>特殊撮影とは、パントモグラフィー、断層撮影(同時多層撮影、回転横断撮影を含む)、スポット撮影(胃、胆嚢及び腸)、側頭骨・上顎骨・副鼻腔曲面断層撮影及び児頭骨盤不均衡特殊撮影(側面撮影及び骨盤入口撮影後、側面、骨盤入口撮影のフィルムに対し特殊ルーラー(計測板)の重複撮影を行う方法をいう)をいう。</p> <p>なお、胃のスポット撮影、胆嚢スポット撮影及び腸スポット撮影については、消化管撮影の一連の診断行為の1つとみなされる場合であっても、第 1 節エックス線診断料の「2」の適用の対象とする。</p>	適用年月 令和7年12月 診療分
5	脳挫傷に対する造影剤使用加算(MRI)の算定については、原則認められない。	<p>脳挫傷は、頭部への外力で脳組織が損傷し、出血や浮腫が生じた状態である。</p> <p>脳出血または脳動脈瘤は、脳血管に由来する病態であることから、告示には合致しないため認められない。</p> <p>E202 告示注 3</p> <p>MRI 撮影(脳血管に対する造影の場合は除く。)について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、250点を所定点数に加算する。</p>	適用年月 令和7年12月 診療分
6	同一箇所では病態の変化のない網膜裂孔に対するK276 網膜光凝固の 2 回以上の算定は原則として認められない。	<p>「一連」とは、治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいうものであり、短期間に複数回施行された手術の費用は所定点数に含まれ、別に算定できないことから、網膜裂孔に対して、同一箇所では大きな病態の変化のない網膜光凝固術の 2 回以上の算定は、原則として認められない。</p>	適用年月 令和7年12月 診療分

No.	取扱い	根拠	備考
7	糖尿病網膜症に対する「3」自発蛍光撮影法、網膜前膜に対する D256 眼底カメラ撮影「2」蛍光眼底法、「3」自発蛍光撮影法の算定は原則として認められない。	眼底カメラ撮影の「2」蛍光眼底法、「3」自発蛍光撮影法は、通常の眼底検査では発見が困難な病変を詳しく調べることができる検査であり、単なる糖尿病網膜症に対する「3」自発蛍光撮影法、網膜前膜に対する D256 眼底カメラ撮影「2」蛍光眼底法、「3」自発蛍光撮影法の算定は原則として認められない。	適用年月 令和7年12月 診療分
8	網膜色素変性に対するメコバラミン(メチコバル)の算定は原則として認められる。	網膜色素変性に対するメコバラミン(メチコバル)の算定は、効能・効果に示されている薬理作用が同様と推定されるため認められる。	令和7年12月 17日に削除
9	突発性難聴に対するデキストラン(低分子デキストランL注、低分子デキストラン糖注)の算定は原則として認められる。	突発性難聴は、内耳の血流障害が原因のひとつとして考えられており、当該医薬品は抹消循環を改善する効果が期待できることから、突発性難聴に対するデキストラン(低分子デキストランL注、低分子デキストラン糖注)の算定は、原則として認められる。	令和7年12月 17日に削除
10	めまいに対する D244 自覚的聴力検査 2標準語音聴力検査の算定は原則として認められない。	標準語音聴力検査は、言葉を聞き取る能力を調べる検査であり、語音明瞭度検査や語音聴収検査、語音了解度を総合的に調べ、難聴の程度、障害部位、予後判定、補聴器の適合性、補聴器の選択を行う場合等に用いることから、「めまい」に対する算定は適応外と考える。	適用年月 令和7年12月 診療分
11	中耳炎に対する D244 2 ことばのききとり検査の算定は原則として認められない。	厚生労働省通知に「ことばのききとり検査は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。」と定められていることから、傷病名に「難聴」がない「中耳炎」に対して適応外と考える。	適用年月 令和7年12月 診療分
12	めまいに対する D244 自覚的聴力検査「5」耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は原則として認められない。	厚生労働省通知に「耳鳴検査は、診断用オージオメーター、自記オージオメーター又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。」と定められていることから、めまいに対して適応外と考える。	適用年月 令和7年12月 診療分

No.	取扱い	根拠	備考
13	難聴に対するD244 自覚的聴力検査「6」中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は原則として認められる。	厚生労働省通知に「中耳機能検査は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。」と定められていることから、難聴に対して当該検査の算定は適応と認められる。	適用年月 令和7年12月 診療分
14	耳管狭窄症に対するD244 自覚的聴力検査「6」中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は原則として認められる。	厚生労働省通知に「中耳機能検査は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査(パッチテスト)、気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。」と定められていることから、耳管狭窄症に対して当該検査の算定は適応と認められる。	適用年月 令和7年12月 診療分
15	唾液腺炎に対するD014「41」IgG4の算定は原則として認められない。	IgG4 は、自己免疫性膵炎をはじめとする「IgG4 関連疾患」の診断のために測定される検査であり、傷病名が「唾液腺炎」のみの場合の算定は認められない。(唾液腺炎が自己免疫疾患に関連している可能性を考慮しても算定は認められない。)	適用年月 令和7年12月 診療分
16	メニエール病、めまいに対するメコバラミン(メチコパール)の算定は原則として認められる。	めまいに対するメコバラミン(メチコパール)の算定は、効能・効果に示されている薬理作用が同様と推定されるため、認められる。	令和7年12月 17日に削除
17	圧出法により採取した前立腺液に対する嫌気培養加算の算定は原則として認められない。	嫌気性培養は、酸素のある環境では増殖できない菌種(偏性嫌気性菌)の検出を目的として行われることから、圧出法により採取した前立腺液に対する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められない。	適用年月 令和7年12月 診療分

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

内科審査室 内科審査第1課 (TEL:06-7222-1044) (No1)

外科審査室 脳外科・外科審査課 (TEL:06-7222-0651) (No2~No5)

混合審査室 眼科・産婦人科審査課 (TEL:06-7712-4687) (No6~No17)